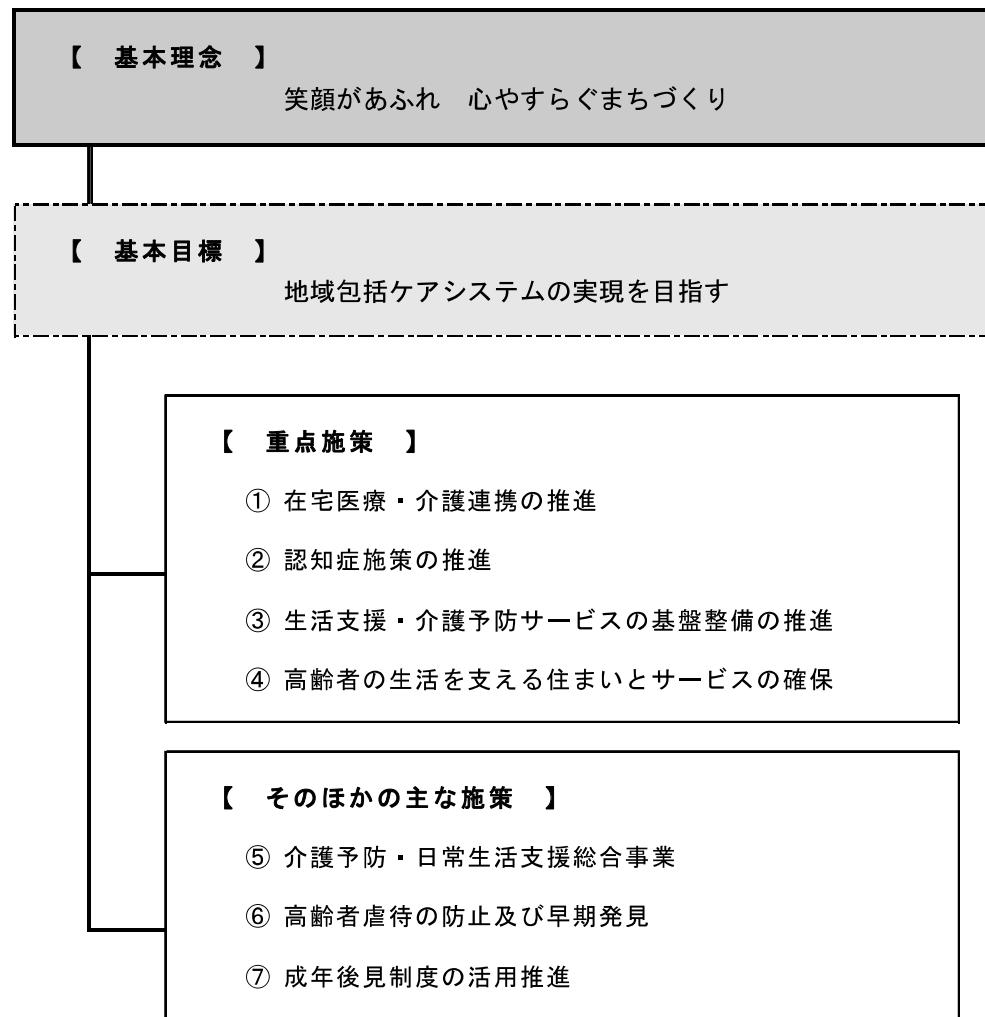


第3章 基本目標

1 第6期計画の振り返り及び第7期計画に向けた課題

(1) 第6期計画の基本理念・基本目標と主な施策



(2) 第6期計画の振り返りと課題

① 在宅医療・介護連携の推進

【主な事業】

- ・ 在宅医療・介護連携推進事業

【現状と成果】

- 県東部医師会と、生活圏域と保健医療圏域を構成する県東部の1市4町とが協働して事業に取り組むこととし、県東部医師会職員2名（うち看護師1名）と市職員2名で東部医師会在宅医療介護連携推進室（以下「推進室」という）を平成27年4月に設置しました。
- 医療・介護・社会福祉協議会・行政・消防が参画する「東部地区在宅医療介護連携推進協議会（以下「協議会」という。）」を立ち上げ、課題の解決に向けた議論を進めています。さらに、各事業の担当者によるワーキンググループ（WG）を設置し、取り組みの成果が市民の利便性の向上につながるよう、活動をしています。



東部地区在宅医療介護連携推進協議会

ググループ（WG）を設置し、取り組みの成果が市民の利便性の向上につながるよう、活動をしています。

- 県東部の医療・介護の全事業所の診療（事業実施）時間や診療科目、提供できるサービス内容等の情報を、「医療・介護資源マップ」一冊にまとめ、各事業所や関係機関に送付しました。
医療や介護の事業所情報をさらに多くの皆さんに利活用いただけるよう、推進室のウェブページでも検索できるよう、システム構築を行いました。



医療・介護資源マップ

- 医療や介護に従事する方を対象に、職種を超えたテーマで開催する多職種研修は、事例検討会（年4回）、ワールドカフェ^(※)研修、初学者向け研修（3回シリーズ）といった内容で開催しています。さらに、他の組織等が主催する医療や介護に関する研修会等の開催情報を集約して提供する取り組みも進めています。

市民への啓発は、住民啓発WGが主になり「寸劇」を活用して、人生の終末期の意思決定の必要性を学んでいただく研修会をモデル的に開催しました。終末期医療の在り方やいつまでも住み慣れた地域で暮らす希望を叶



多職種連携ワールドカフェ

えるための心構え、さらに、この「いざという時の意思決定」についての学びの場を各地域に広げ、市民への理解を深めていただくよう取り組んでいます。

(※) ワールドカフェ

参加者がグループでテーマに沿って意見交換を行うものであるが、参加者のグループ間移動を自由にし、多くの参加者との意見交換を通してのかかわりを持つことで、限られた時間で多くの情報を得ることを可能にする会議の進め方の手法の一つ。

【課題】

- 情報共有の取り組みの一つとして「医療・介護資源マップ」を作成しましたが、最新情報とすることはもとより、さらに多くの情報ができるような仕組みとなるよう、精度を高めます。

医療機関と介護施設あるいは居宅との入退院時の情報共有がスムーズにいかないというのが大きな課題であり、すべての関係機関で利用できる「医療・介護連携シート」を作成しましたが、利活用していただく事業所の増加に努めます。

さらに、介護施設から医療機関への救急搬送時に、救急隊員への情報提供をスムーズに行う共通様式作成の企画も併せて進めます。

- 協議会、WGでの活動や多職種研修会の開催により、多くの医療・介護に従事する参加者から見識が広がったといった好評をいただいています。さらに多くの皆さんに参加いただき、技能向上を図ることができる魅力ある内容とする必要があります。
- 「いざという時の意思決定」はデリケートな面も多く含んでいることから、市民への啓発に際しては、受け取る側の気持ちにも十分に配慮し、時間をかけた丁寧な研修となるよう準備して取り組むことに留意していきます。

② 認知症施策の推進

【主な事業】

- ・ 認知症地域支援・ケア向上事業
- ・ 認知症初期集中支援推進事業
- ・ 認知症高齢者やすらぎ支援事業
- ・ 認知症高齢者等ご近所見守り応援
団事業
- ・ 徘徊高齢者位置検索システム利用
支援事業
- ・ 認知症相談支援事業
- ・ 認知症サポーター等養成事業



【現状と成果】

- 認知症の人の状態に応じた適切な支援を受けることができるよう、早期対応の重要性や、病気としての

専用ページ、「認知症になってしまった人の運営が苦労だ。でも最初は、まだ健常な状態で、健常でいたい続けることができます」とお読みください。
この「早期対応認知症ガイドブック」は、認知症に関する理解を深め、サービスをより充実させるためです。
お読み頂けたら、ぜひ、ご参考ください。

鳥取市

市長のメッセージ

鳥取市の認知症ケアパス「認知症
相談安心ガイドブック」

解説、さらには認知症の人やその家族を支えるサービスを紹介した「認知症ケアパス」を作成しました。

- 平成27年7月に認知症地域支援推進員を、社会福祉法人に委託して配置しました。介護事業所や市民からの認知症に関する相談に応じるとともに、必要サービス利用までの支援を行うなど、認知症施策を円滑に推進することができました。
- 平成29年1月には、認知症初期集中支援チームの体制を構築し、認知症への早期対応を行うことで、認知症の人の状態に応じた最適な医療や介護のサービスに円滑に結び付けていく取り組みを開始しました。
- 認知症の人やその家族が安心して生活するためには、共に暮らす地域の人にも認知症について正しく理解をしていただくことが重要です。認知症



サポーター養成講座や認知症フォーラム、認知症を学ぶ会を始め、認知症に関する出前講座等の実施・開催により認知症に関して学んでいただく機会の提供に注力しました。

小学校での認知症サポーター養成講座

- 認知症になっても「安心して暮らせる地域」づくりを推進するため、認知症の人を見守り、支える取り組みに参画いただけるよう「認知症高齢者等ご近所見守り応援団」をはじめ、地域での「認知症出前講座」の開催や、「徘徊高齢者等事前登録制度」の周知・普及に取り組みました。
- 認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集うことのできる「認知症カフェ」の設置を、認知症地域支援推進員が中心となって推進しました。また、平成28年度には、カフェの開設・運営経費に対する助成制度を創設しました。



認知症カフェ

【課題】

- 若年認知症の人は、就労など高齢の認知症の人とは抱える課題が異なつており、支援の在り方の検討や支援体制の構築が必要です。
- 認知症初期集中支援チームの活動の成果は非常に高いものがあり、さらに取り組みを拡充していくことが重要です。

- 市民の皆さんに認知症に関する理解を深めていただくための取り組みを継続するとともに、効果的に推進していく方法を検討することが必要です。
- 認知症予防に取り組みたい人が参加できる機会の提供を増加させることや、内容をより成果あるものとしていくことも、検討を重ねていかなければなりません。
- 認知症関連の事業の周知を十分に行い、利用を拡大させていく必要があります。

③ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

【主な事業】

- ・ 生活支援体制整備事業
- ・ 地域福祉基金事業

【現状と成果】

- 平成27年10月に「鳥取市生活支援・介護予防サービス検討会（第1層協議体）」を設置し、多様な生活支援サービスの創設や提供体制の構築、さらには生活支援コーディネーターのあり方や、介護保険法に定める介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の推進等について議論や検討を行いました。

本市では、この総合事業を平成29年4月より開始しました。提供サービス内容については、それまでの訪問介護及び通所介護の両サービスと同等の内容で開始しました。一方、いわゆる多様なサービスについては、本市の実情に合ったサービスを創設することを念頭に、介護保険サービス提供事業者等の意向も十分に踏まえつつ検討を進め、早期のサービス開始を目指すこととしました。

平成27年度：5回（準備会含む）、平成28年度：3回

- 地域の課題把握や地域資源の整理等を行うとともに、生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けた活動を、市民の皆さんと一緒にやって取り組む「生活支援コーディネーター」を配置し、地域福祉の向上を図りました。



生活支援コーディネーターの地域活動

平成27年度：1名、平成28年度：4名

- 地域の福祉活動団体や市民と行政の橋渡し等にボランティアで従事する「地域・福祉活動コーディネーター」の育成・支援を行い、地域福祉のネットワーク化を推進しました。

平成27年度：9地区、平成28年度：9地区

- ひとり暮らしの高齢者を愛の訪問協力員が、支援が必要な高齢者等の自宅を定期的に訪問し、安否確認などを行う「愛の一聲運動」、さらに、地区社会福祉協議会や民生・児童委員と連携し、地域の福祉活動を推進する「となり組福祉員」の活動を支援しました。

(愛の訪問協力員)

平成27年度：1,280名、平成28年度1,232名

(となり組福祉員)

平成27年度：1,737名、平成28年度1,809名

- 介護施設等でボランティア活動を行う「介護支援ボランティア」に活動実績に応じた活動奨励金を交付し、ボランティア活動を通じて地域貢献を行うことを積極的に奨励・支援し、社会参加を通じた介護予防を推進しました。

(登録ボランティア数)

平成27年度：128名、平成28年度：143名

- 地域の皆さんのが主体となってつくる集いの場「ふれあい・いきいきサロン」の運営に財政助成を行い活動を支援しました。



平成27年度：29地区、51サロン

平成28年度：37地区、57サロン

【課題】

- サロンの世話役といった地域福祉の担い手不足が、活動低下の一因となっています。
- 「ふれあい・いきいきサロン」など、地域の皆さんのがつくる通いの場を、さらに魅力あるものとしていく必要があります。

- 本市の実情に応じた多様な運営主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けて、サービス内容や基準について検討が必要です。

④ 高齢者の生活を支える住まいとサービスの確保

【主な事業】

- ・ 在宅系サービスの確保
- ・ 施設・居住系サービスの確保

【現状と成果】

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護保険サービス基盤の整備の推進を図りました。

- ・ 高齢者の自宅での生活継続を強力に支援するため地域密着型サービスの基盤整備を推進し、以下の整備がありました。

サービス種別	目標	実績	整備圏域
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1以上	1	F(気高)
認知症対応型通所介護	1以上	1	F(青谷)
小規模多機能型居宅介護	3以上	3	B(南) B(南)※サテライト型事業所 E(旧用瀬)

- ・ 高齢者が自宅での生活継続が困難となった場合に、必要に応じて住み替えが可能となるよう、地域密着型サービスの基盤整備を推進し、以下の整備がありました。

サービス種別	目標	実績	整備圏域
認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)	4 〔 <ul style="list-style-type: none"> ・ A(北)、D(湖南)のいすれか ・ B(南) ・ E(旧用瀬) ・ F 〕	3	B(南) E(旧用瀬) F(気高)※2ユニット化
地域密着型特定施設入居者生活介護	3 〔 <ul style="list-style-type: none"> ・ A ・ B(東・南・国府のいすれか) ・ C 〕	3	A(中ノ郷) B(南) C(高草)

※上記2つの表内に記載の圏域名の後の括弧内は中学校区

【課題】

- 1事業所以上の整備を目指していた看護小規模多機能型居宅介護については、現在のところ未整備となっています。

- 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)のA圏域(北中学校区)、D圏域(湖南中学校区)のいずれかに1ユニットの計画については、現在のところ未整備となっています。

⑤ 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

【主な事業】

- ・ 訪問型・通所型サービス事業
- ・ 審査支払手数料
- ・ 介護予防ケアマネジメント事業
- ・ 介護予防普及啓発事業
- ・ おたっしゃ教室事業
- ・ 地域介護予防運動教室推進事業
- ・ ふれあいデイサービス事業
- ・ 高齢者健康教室事業
- ・ 地域ふれあい事業
- ・ 介護支援ボランティア事業
- ・ 福祉ボランティアのまちづくり事業
- ・ 地域リハビリテーション活動支援事業

【現状と成果】

- 総合事業は、地域の実情に応じて様々な団体が生活支援サービス提供者となって参画することにより、地域の支え合いの体制を質の向上と量の確保を併せて推進するとともに、サービス提供を必要とする要支援者が、住み慣れた地域で生活を継続できる支援の提供を実現することを目的としています。
- 本市は平成29年4月から次の内容で総合事業を開始しました。

【介護予防・生活支援サービス事業】

- ・ 現行相当の訪問型・通所型サービス

【一般介護予防事業】

- ・ 介護予防普及啓発事業
(おたっしゃ教室、出前講座など)
- ・ 地域介護予防活動支援事業
(介護支援ボランティア、ふれあいサロンなど)
- ・ 地域リハビリテーション活動支援事業
(理学療法士1名を担当課に配置し、取組み開始)

- 特に介護予防・生活支援サービスの事業開始に当たっては、平成28年10月に市内外の居宅介護支援事業者、訪問介護事業者、通所介護事業者を対象に制度の周知や運営の留意点を内容とする説明会を開催しました。さらに、開始直前の平成29年3月には居宅介護支援事業者の介護支援専

門員（ケアマネージャー）を対象とした事業説明を行い、円滑な事業開始に備えました。

- またサービスの利用者には、あらかじめ担当のケアマネージャー等のサービス提供事業者が定期的な面談の際に説明を行い、加えて市報への事業開始の紹介記事の掲載や、介護保険認定更新のお知らせ（申請勧奨）通知に制度概要を記載したチラシを同封するなど、事業内容の丁寧な周知に努めました。

【課題】

- 現行相当の訪問型・通所型サービスを開始しましたが、総合事業の特徴である地域の実情に応じた多様なサービスの創設及び提供体制の構築について、実施に向け検討を続ける必要があります。
- 総合事業の事業内容は、それまでの心身機能の向上を目的としたトレーニング重視の内容に偏った介護予防の取り組みから、「自らが希望する活動や普通の生活の継続が、結果として介護予防につながる」という考え方へ発想の転換を促し、本人の「自発性・参加意欲」と「継続性」に着目して展開することが重要です。本市は、介護予防教室やおたっしゃ教室、ふれあいサロンなど、これまでの取り組みをこの考え方へ沿って再構築し、介護予防の効果を高めていく必要があります。
- 地域リハビリテーション活動支援事業は、地域の身近なサロンや介護サービスの現場に、理学療法士等のリハビリ専門職の知見を広く浸透させることで、介護予防さらには重度化防止の効果を高めていく必要があります。

⑥ 高齢者虐待の防止及び早期発見

【主な事業】

- ・ 高齢者虐待保護事業

【現状と成果】

- 虐待が疑われる状況を把握したときは、地域包括支援センターが窓口となって、「とつとり東部権利擁護支援センター」の専門職員や弁護士とも連携しながら、組織的に迅速かつ適切な対応ができるよう努めており、平成27年度46件、平成28年度52件対応しています。
- 「老人福祉法」に基づく措置の件数は、平成27年度、平成28年度とともに1件ずつとなっています。

- 「鳥取市高齢者虐待防止ネットワーク協議会」については、虐待防止に向けたより効果的な場となるよう企画していきます。

【課題】

- 「鳥取市高齢者虐待防止ネットワーク協議会」について、情報共有のみならず、より虐待防止につながるような方策を作り出す場とする必要があります。
- 虐待の発生原因や、当事者の生活環境は様々であり、平穏な日常生活の阻害のみならず生命の危険も併せ持つ虐待事案が発生した際には、迅速に善後策や解決への道筋を作り上げるといった対応をするために、職員の人員体制の増強はもとより、高度な専門性と適切な判断ができる能力を兼ね備える人材の養成が喫緊の課題です。

⑦ 成年後見制度の活用推進

【主な事業】

- ・ とっとり東部権利擁護支援センター運営支援事業
- ・ 市民後見人養成事業
- ・ 成年後見制度利用支援事業（申立費用・後見人等報酬）

【現状と成果】

- 成年後見制度の積極的な活用を推進していくため、以下の事業を実施しました。

とっとり東部権利擁護支援センター運営への補助

法人後見案件の受任や成年後見制度の利用に関する相談業務を実施し、県東部地域における高齢者の権利擁護の取り組みに大きな役割を果たしている「とっとり東部権利擁護支援センター」へは、県と県東部1市4町とが事業運営の補助を行っています。高齢者人口の増加に伴い法人後見受任件数、相談件数ともに増加の一途をたどっており、現状の職員配置では現状維持もままならない状況となっていました。

そこで、平成29年度に常勤職員1名を増員し、より多くの法人後見受任やきめ細かな相談対応ができるよう、支援をさらに強化しました。

成年後見制度利用支援事業

認知症等により判断能力が十分でないため、成年後見制度の利用が必要であるが、後見申立ての費用や後見人への報酬支払いが困難な高齢者に対し、これらの経費を助成しました。

申立費用及び成年後見人報酬負担金の助成については、家庭裁判所への成年後見の市長申立件数が増加傾向にあること等から、助成の実績は毎年増加しており、特に成年後見人報酬負担金の平成28年度実績額は平成27年度の約1.5倍となっています。

市民後見人の養成

市民後見人養成事業については、平成27年度から鳥取市社会福祉協議会への委託事業として、市民後見人養成講座を開催しており、受講生は平成27年度23名、平成28年度15名となっています。

講座受講後、「市民後見人バンク」に登録して「とっとり東部権利擁護支援センター」又は「鳥取市社会福祉協議会かけはし」で権利擁護活動をされている方が13名、このうち家庭裁判所に市民後見人として推薦できる方が4名となっており、市民後見人として活動ができるよう事務調整を行います。

また、平成29年度より市民後見運営協議会を設置し、市民後見制度推進に向けて関係機関で連携していきます。

【課題】

- 高齢者人口の増加に伴い、成年後見制度の利用が必要な方が、今後も増加し続けると見込まれるなか、弁護士、司法書士、社会福祉士といった後見人として業務を行っていただく専門職の不足が問題です。その解決策の一つとなる市民後見人の養成講座を受講する人と実際に活動する人を増やす必要があります。
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、平成29年3月24日に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、本市においても成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を策定するよう準備を進めます。

2 第7期計画の基本理念・基本目標・施策の目標

本計画では、『住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり』を基本理念とし、第6期以降を地域包括ケア計画として位置付け取り組んでおり、「地域共生社会の実現に向けて地域包括ケアシステムの充実を目指す」ことを基本目標とします。また、施策の目標を次のように定めます。

【 基本理念 】

住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり

住み慣れた地域で、誰もが支え合い、助け合いながら、高齢期も健康で生きがいを持った生活を送り、最後まで安心して暮らし続けることのできるまちづくりを進めます。

【 基本目標 】

地域共生社会の実現に向けて地域包括ケアシステムの充実を目指す

地域共生社会の実現に向けた支援体制づくりを見すえ、高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活ができるよう、第6期から構築に取り組んできた「地域包括ケアシステム」の充実を目指します。

【 施策の目標 】

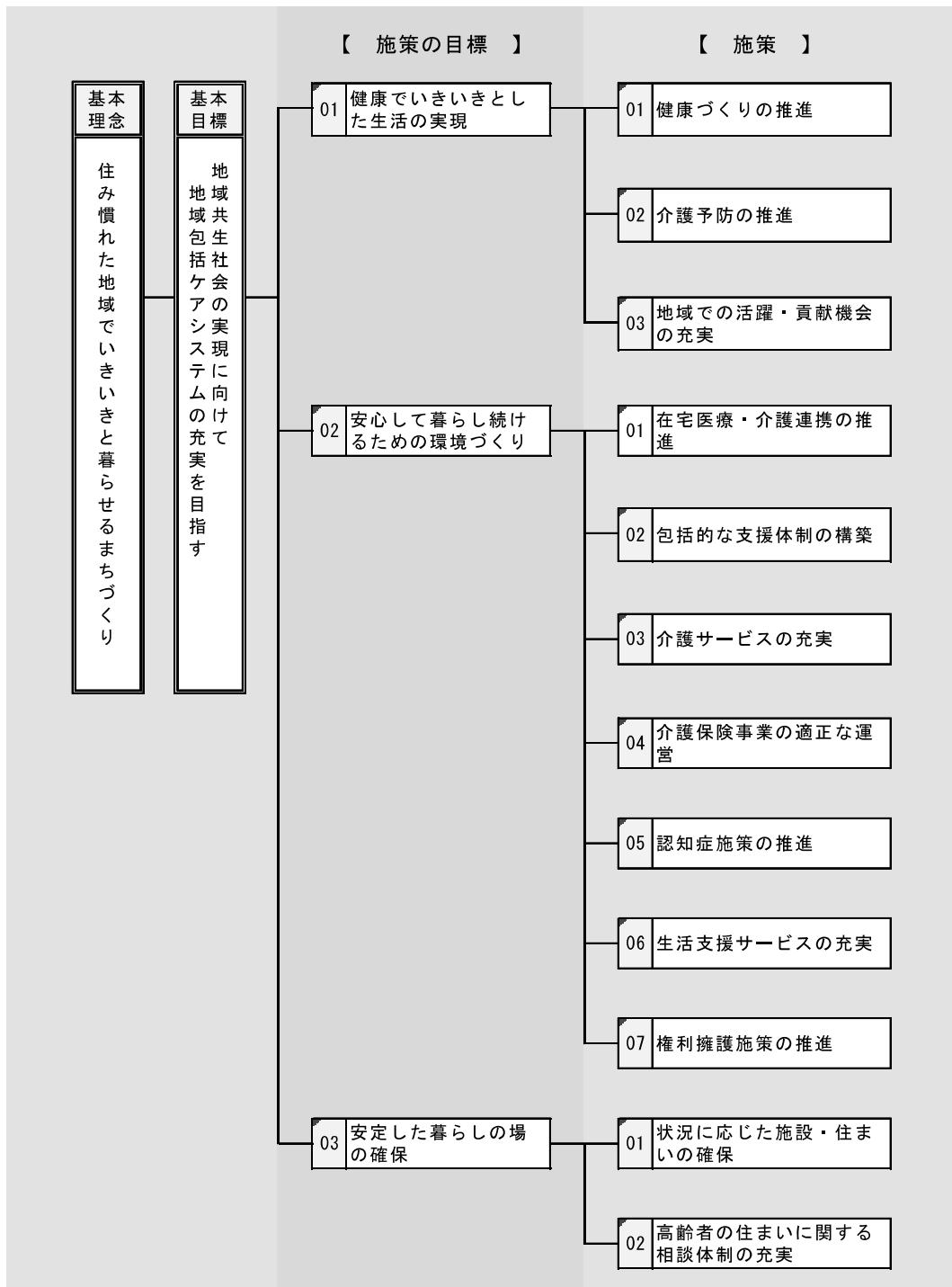
① 健康でいきいきとした生活の実現

② 安心して暮らし続けるための環境づくり

③ 安定した暮らしの場の確保

第4章 施策の展開

施策の体系



「施策の展開」の見方

施策体系図の「施策」ごとに作成し、記載内容は下表のとおりです。

項目名	説明
施策の目標	○体系図の「施策の目標」名を記載。
施策	○体系図の「施策」名を記載。
施策の方向性	○「施策の目標」を実現するための課題の解決に向けて展開する施策の方向性を記載。
具体的な施策	○展開する施策の主な事業内容と取組の考え方を記載。
主な取組	○本計画作成段階における主な取組の方向性を記載。 なお、取組みの方向性は必要に応じ適時見直しを図ります。 ○第6期（H27～29）の実績と第7期（H30～32）における見込みを記載。※H29は見込みを記載。